

生祠義齋明神に就いて

醫學博士 富士川 游

文政十三年に出版された奈須恒徳の『本朝醫談』二篇の中に、本朝には古來名醫も多いが、像祀されてゐるのは、三喜と今一人と二名だけである、と書いてゐる。今一人の方は、醫者といふよりは本草家に近い人であるから、其の事は茲に省くが、三喜は明白に醫者である。室町時代の末の人で、下總の古河に住んでゐた關係から、其の像が先年まで古河の一向寺に祀られてあつた。私も曾て、借り受けて來て、日本醫學史料の展覽會に出したことがあるが、惜しい事に今日では焼失して了つてゐる。此の三喜の像に就て面白い事は、其地方でも近頃の人は醫者の像と云ふことを知らないで、之を賓頭盧尊者と誤解し、自分の患部と同一局處を撫で廻しては、平癒を祈る對象としてゐた事である。勿論寺の方でも、其の心得で、本堂の脇か何かに置いて參詣人の撫でるに任せてゐたのである。斯ういふ風に後にはお賓頭盧と混同されて了つたが、最初は確に醫者として祭祀されたものであつた。

次に、醫者として其の死後に墓を拜まれた人には甲斐の徳本がある。徳本の墓は信州の下諏訪に今もあるが、可成り歴史の古い物であるに拘らず、今日までも引續いて禮拜の對象とされてゐる。尤も長い間には多少の迷信も加はつて、之を拜めば病氣が治癒すると信じて參る者も多いやうであるが、兎に角醫者として其の死後に墓を拜まれてゐるのは徳本一人である。これは生前に醫者として傑出したのみならず、徳が高かつたからの事であらう。今一人、大阪に住んでゐた古法の醫者で北山道長といふ人の墓が大阪の天王寺口繩坂（六萬體町）の曹洞禪寺たる大平寺の域内にあつて、死後二百三十餘年の今日、なほ禮拜者の履音を絶たず、香煙熾に燻つて、附近には參詣者を目あての茶店までが出てゐるといふ盛況であるが、實地に就いて調べて見ると、これは墓として立てられてゐる石像の形が著しく不動明王に似てゐるため、間違つて拜まれてゐるのであつて、風吹不動、北山不動といふ名までも附いてゐるのである。随つてこれは、醫者として祭られてゐる部分には入らないと云はねばならぬ。

二

以上に申し述べたのは、醫者として祭られてゐる人々の中で、殊に死後に祭られた人々であるが、生存中に神として拜まれた人としては、義齋明神だけが特有の例である。此の義齋明神の事は、以前私が醫者の傳記を調査してゐる間に、大阪の八島五岳が書いた『百家琦行傳』の第三巻を見て、初めて知つ

たのである。讀んで見ると

「明和安永の頃、攝津の國豊島郡麻田といへる處に今氏を忘たり義齋といへる老醫ありけり。元加賀の國の産にして久しく京師に在て醫術を學び、一處不住にしてひたすら遍歴したりしが、竟に老年におよびて、何がし侯より俸祿を給り、麻田にうつりて住しけり」

と云ふ書き出して、次に其の性行の叙述に移り、

「義齋もつばら仁心ふかく、遠きとなく近きとなく、貧困の家に病人あれば、忽ち行きて動靜をうかゞひ、良藥をほどこして是を救ひ、治するに及んで更に酬謝をうけず、病後極貧のものには、我家より米、薪などおくりて是を助く。病んで家産をうしなふ者には、本錢モトデを與へて活業ナゲヒをおこさしむ。麻田近郷二三里が間の貧者は、義齋が恩を蒙らざるは希なりけり」

と、筆を極めて其の篤行を讚へてゐるが、なほ一例話を掲げて、或る時藩侯が病氣に罹つたので義齋を召し寄せたところが、如何にも垢づき汚れた着物を着てゐたので、一領の紋服を賜はつた。義齋はそれを難有く拜領して退出したが、自宅へ歸る途中で一人の乞食に出逢つた。見ると如何にも寒さうにして慄へてゐるので、其の拜領の紋服を着せて遣つた上に、所持の藥まで與へて、「大切にせよ」と暖い言葉をかけて立去つた。ところが其の翌日又、何心なく其の場所を通りかゝると、二三人の武士が例の乞食

を取りまいて頻に折檻してゐる。義齋は捨置き難く思つて、近づいて其の仔細を訊いて見ると、此の乞食は勿體なくも殿様の御紋服を着てゐる、これは何處かで盗んで來たものに相違ないから糺問してゐるのだと云ふ答であつたので、「イヤそれは拙者が遣したのである」と辯證して、塔の如き觀衆の前で忽ち裸體となり、自分の着衣一切を乞食に與へた上、今まで乞食の纏うてゐた紋服を平氣で又着て、飄然として立去つた、と記してゐる。斯ういふ行狀の老人であるから、四五年も勤績してゐるうちには、「上に仕ふることを懶く」思ひ出して、遂にお暇を願ひ出でたが、藩侯は聽許されなかつたので、そこで一策を案じて、病と稱すること四五日、急に人を馳せて死を報せしめた。檢死の役人が來て見ると、事實死亡したらしいので、愈々葬儀を營む事となり、義齋は生き乍ら棺に入れられて近隣の人に見送られつゝ、寺に至り、讀經も畢つて、遂に茶毘舎に運び込まれる事となつたが、其の時忽ち義齋は棺中から躍り出して

「我未だ命數つきず、閻王のゆるしを受けて當下オマケよみがへりたり」

と大呼しつゝ、驚き呆れる送葬者を突きつけて、行衛も知らず馳せ去つた、と、これも同じ「百家琦行傳」の中に書いてある。麻田地方では、今以てこれが一つ話として語り傳へられてゐる。

此の時に麻田領を通れた義齋は何處へ行つたのかと云ふと、其處から二三里を隔つた岡と云ふ所に歸

依者があつて、それが義齋の爲に「岡の町のかたはら新免領」といふ所に家を造つて種々の世話をした。勿論此の岡町へ來ても義齋は貧困者の爲に進んで病氣を治し、一錢一厘の藥禮も取らない上に、なほ生活上の救助をする事を止めなかつたが、以前の祿仕時代とは事かはつて、俸祿といふ資源が無いので、忽ち自家の生活に窮し、諸方に借錢が出来た。ところが此の岡の近村奥新田の豪農に六右衛門といふ者があつて、大病に罹り、色々と醫者を變へて久しく醫療を盡したが、容易に治癒しなかつたので、遂に義齋の來診を求めた。義齋は一診の後、「此の病氣はきつと直して見せる」と斷言して投藥したが、其の藥は「臭氣はなはだしくて堪がた」かつた。しかし「忍びて之を服しけるに」、翌日は「大いに黒色の兩便下り、立地こゝろすがすがしく成」つて、猶數十服飲み續けた結果は、さしにも難病と云はれた六右衛門の病氣が、僅に「廿日ばかりにして」全快した。そこで六右衛門は、早速謝禮として金一兩を持たせて遣つた。一兩と云へば當時としては莫大な謝禮であつたが、義齋はそれを見ると、顔色を變へて叱咤して

「六右もんが一命圓金ひとつにて買はるゝや、偕も安き命なり。然様のやすき命あらば、我們も多く買あきたし。疾歸りて是如く告よ」

と、其のまゝ使を追ひかへした。使の口上を聞いた六右衛門は大に驚いて、謝罪のため自ら義齋の家に

行き、報恩の爲には如何様の事でも致しませうと申し述べた。すると義齋は命じて、米屋、薪屋、藥屋等の借錢を悉く支拂はせた。此の時に六右衛門が辨濟した總額は五六十圓にも上つたが、全部の償却を終つて後に、其の事を報告すると、義齋は欣んで、「これは皆、數十家の貧人に施した餘借である。此の餘徳は御身に報うて今後二十年は永生出来るであらう」と告げたさうである。此の事が忽ち評判となつて諸方に傳へられた結果、元の藩侯の耳に入つたので、侯は更に舊俸を増して再び之を召し還さうと使者を出されたが、義齋は其の使を待たせて置いて、密かに裏口から逃げ出したまゝ、遂に又歸らなかつた。

其の後近隣の人は諸方を搜索して、義齋が同じ郡内の刀禰山村に隠れてゐることを漸く突き止めたので、早速會うて歸村を勧めたが、義齋はどうしても岡へ歸るとは云はなかつた。それで據なく舊宅を賣り拂つて、其の金を持つて刀禰山へ行くと、あれは一旦放棄した家であるから其の金を受取る理由はないと云つて、これ亦斷然受取らなかつた。それで岡の人たちは相談の結果、恰度其の時賣り物に出た或る田地を其の金で買ひ入れて、半作方といふ約定で小作をさせる事にした。翌年は豊年で相當な金が入つたのでそれを携へて刀禰山へ行くと、今度もやはり義齋は取らうとしなかつた。そこで、村人たちは又相談の結果「酒さかな多く買もとめ、村裡の老若男女みな打つどひて酒をのみ歌をうたひ、二日ばかり舞さわぎて、やうやう金をつかひ果」した。ところが其の翌年も亦、半作の金が残つたので、「村

の人々また打つどひ、商議して云」には

「義齋は寔に神の如き老人なり。今この作徳の黄金して一箇の社を造立し、義齋を神にまつるべし」との事で、「夫より番匠にあつらへて村の一邊にひとつの小社を建立し、義齋明神と祭」つた。これが即ち義齋明神の由來である。

三

以上は八島五岳の『百家琦行傳』に出てゐる義齋傳の大略であるが、斯様な傳記が何處から出たかはちよつと見當がつかず、單にこれだけの事で、其の以上には大した材料もなかつたのである。そこで其の儘にして置くのは如何にも殘惜しいと思つたが、文献の上では外に端緒もなし、實地に調べるには土地が離れてゐるので、氣にはかゝり乍らも手がつかないでゐるうちに、圖らずも昭和五年に、他の要務があつて大阪へ行き、其の機會に豊中をも二三回訪れた。其の時同地の眞宗寺である看景寺へ行つて話をする中に、其の寺の過去帳に、釋義齋といふ名の記載があつて、天明六年の十二月十日に示寂したと、俗名は東庵といひ、筑後の産であることまでが分つた。そこで、之に糸口を得て、其の後更に諸方を聽き合はせて見ると、郷土史を調べてゐられる櫻井義彰氏が、義齋の墓は、同じ豊能郡の櫻井谷村柴原の安樂寺にあつて、遺品も今に残存してゐると教へて呉られたので、早速其の寺へ行つて見せて貰

つた。遺品といふのは往來手形即ち旅行免狀、藥品買入控帳の類で、其の往來手形には筑後國妙樂寺境内にゐる浪人で、姓を園井といひ、宗旨等は紛れのない者であるから、滯なく旅行をさせて遣つて呉れとの旨が認めてある。そして其の券面には、寶曆九年八月二十八日の日附が記載されてゐる。これで、寶曆九年（四十二歲）頃には、士族で浪人であつたことがわかつたが、それと共に、琦行傳に「加賀の國の産」とあるのは誤であつて、實は筑後の産である事が愈々明白となり、なほ、其の姓を「園井」と稱したことが新に發見された。京都に赴いて醫術を學んだのは、恐らく右の寶曆九年以後であらうと思はれるが、如何なる醫術を修めたのか、其の邊の事は明らかでない。買込帳を一見すれば、其の藥種で大概見當は附くのであるが、生憎其の管理者が旅行中だつたので、確める機會を失つた。多分皇方であつたやうに思ふ。

典醫として祿仕した藩侯は、琦行傳に只「何がし侯」とあるのみであるが、其の何がし侯から「俸祿を給り、麻田にうつりて住し」たのであるから、これは勿論麻田侯青木美濃守で、一萬石の諸侯である。今の子爵青木信重の先祖に當つてゐる。それから大患を助けられた奥新田の六右衛門は姓を奥井と稱して、今日の大阪府三島郡新田村上新田に住んでゐた豪農である。

墓も一見したが、その碑面には「園井東庵之墓」とあり、裏に

「一號義齋、生國筑後國久留米之産也、有故刀禰山住居、行年六十九歲病死」

横には「天明六丙午十二月十日」と命日が記してあつた。毎年忌日には、必ず此の安樂寺で年忌を營んだらしく、五十回忌まではそれが續いてゐた形跡があるが、其の後は刀禰山村で營むこととなり、其の百年忌の時、共同墓地に同じやうな墓を作つた。此處のは正副二基あつて、副碑の面には歸來院醉月義齋居士と法號を彫り込み、別に「文久四年三月百回忌引上建之」とある。察する所、安樂寺と何か金銭上の争議があつた爲に絶縁して、別に新墓を建てたのらしい。

なほ五岳の琦行傳には、小社を建立して義齋明神と祭つたとある次に、「亦つぎの年の作徳にて義齋祭りと云事をはじめけるが、其後絶ずまつりけり」とあるが、此の祭の事を安樂寺で聞いて見ると、只「生存の中に葬式をした人」と云ふ事の外は、一切わからない。ところが他の寺院の法要雜記に東庵の年忌の事が記してあつて、それには、三回忌の時に、米と銀一匁とを看景寺並に遺骸を埋葬した寺に納め、なほ二三の寺にも納金をしてゐる外、刀禰山村の村方の衆残らずに、小豆粥と酒二合宛、小兒には小豆飯の握つたのを供養に出してゐる。これは琦行傳に所謂「酒さかな多く買もとめ村裡の老若男女みな打つどひて酒をのみ歌をうたひ、三日ばかり舞さわぎて、やうやう金をつかひ果し」たとある事の繰返しとして面白い事實であるが、更に面白いのは、今にこれが習俗となつて同地に残り、毎年四月十八日、

（昔は三月十八日であつたのを、明治の中期から四月に改めたのである）には、「東庵さんの日」と稱へて村の家持には米一升、其の女房には五合、其の他の者には三合宛の割合で、村方一同に洩なく配附するといふ事である。これは勿論、曾て義齋の住宅を賣つた金で買込んだ耕地から生ずる年收米を、斯の如く配當するのであつて、四五人が選ばれて世話役となり、「花見料」と云ふ名目で、村の人たちが花見をする時節に配付してゐる。記録に據ると、昔は酒の外に、肴までも出たらしく、百回忌の時などは、人間以外の飼牛までが配分に預つて、各々糠三升宛を與へられてゐる。肝腎の義齋明神の社は早く壞されて了つて、それが岡町の如何なる地點に建てられてあつたか、又、いつ頃に建てられたかを確める由もないのは遺憾であるが、義齋の餘徳を語る義齋祭「東庵さんの日」が、百四十餘年後の今日まで残し傳へられてゐるのは愉快である。將來これがどう成るかは、制度の問題であらう。

なほ此の他にも委しい事を聞きたいと思つて随分手を盡したが、當時の關係者の家が多く不明になつて了つてゐるので、まだ十分の手がかりを得られない。義齋翁の漢學の弟子であつた櫻井氏の孫が現存してはゐるが、百四十餘年の昔を聞くには、餘りに縁遠い。こゝには只、今までに知り得た事のみを申し述べて、醫者としての人間、人間としての醫者の中に稀有の例である義齋明神の傳記の輪廓を報告するに止める。